

## 地域医療構想の進め方に関する意見

9月26日に、「地域医療構想に関するワーキンググループ」において、「再検証要請対象医療機関」が示された。このワーキンググループには、町村の代表が参加しておらず、十分な事前の情報提供が行われることなく、唐突に厚生労働省から発表されたものである。

そして、このリストの公表は、公立・公的医療機関のみを対象にしたものであるが、これら医療機関は、それぞれの地域における基幹的な医療機関としての使命と役割を担っており、とりわけ、離島・山間部をはじめ民間医療機関の立地が困難な過疎地等の条件不利地域においては、住民が住み慣れた地域に安心して暮らし続けるために不可欠な存在であり、近年、全国各地で頻発する災害時には、地域住民の命を守る砦となるものである。

また、個々の公立・公的医療機関については、地域の置かれた状況や立地の経緯等について様々な背景をもっていることから、これを全国一律の基準により機械的に分類したデータをもとに拙速な議論を行うことは、関係住民に過度の不安を与えかねず極めて危険であり、また医療現場を混乱させる恐れもある。

もとより、将来の地域医療のあり方については、「地域医療構想調整会議」において、関係者間で丁寧な協議検討を行いながら進められるべきものであり、絶対に、国が強制的に再編・統合を押し付けるべきものであってはならない。

このように極めて難しい課題を含んだ内容であることから、本日、高市総務大臣から国と地方の代表による協議の場を設ける意向の発言があったので、その中の丁寧な議論をお願いし、地域の実情等について意見を申し上げてまいりたい。

我々町村長は、「住民の健康と命を守る」という使命と責任をもって、地域医療を守っていく覚悟である。

令和元年9月27日

全 国 町 村 会 長

荒 木 泰 臣